

昭和五十三年四月十七日提出  
質問 第二七号

「沖繩における旧軍買収地について」に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年四月十七日

提出者

近江巳記夫

玉城栄一

衆議院議長 保利 茂殿

「沖縄における旧軍買収地について」に関する質問主意書

大蔵省は、今四月十七日「沖縄における旧軍買収地について」という調査結果の報告を本院予算委員会に提出したが、この件に関して次の諸点について政府の明解な答弁を求める。

一 「当該用地は、すべて私法上の売買契約によつて買収されたものと認められる。」というからには、読谷飛行場用地についても①売買契約書②土地売渡証書③土地代金受領書④登記簿謄本（副本）が完備していなければならないはずであるが、それらはあるか。読谷飛行場に限定して答えてもらいたい。

二 「沖縄本島及び伊江島においては、これらの地域では、直接の戦闘が行われたため、資料が滅失したのではないかと考えられる。」と資料が発見されなかつた理由について推測している。

ところが、読谷飛行場地主は、戦争前の土地所有権証明書、戦時農業要員指定令書、飛行場

建設工事における伝票等相当数の関係書類を所持している。ただ売買を裏付ける書類だけがない。最初から国の買収行為はなく、従つて関係書類が存在しないのだとは考えられないか。

三 「沖繩本島及び伊江島においても旧陸軍・海軍の用地買収あるいは代金支払いの方法等に関する資料は発見されており、また事情聴取によつて買収手続、代金支払い、移転登記等の概要把握がなされている。」というが、事情聴取による概要把握は何ら物証の裏付けはなく、その意味では宮古、八重山の例からの類推の域を出ないと思うが、その通りと解してよいか。

四 「米軍治政下における所有権認定作業」の項について

(1) 「いつたん国有地として証明書が交付された後、巡回裁判の結果所有権が民間人に認定された事例がある。」とあるが、認定された所有者名と地番を示して欲しい。

(2) 「当時、所轄町村長が国有地と認定して土地所有権証明書を米国民政府琉球財産管理官に對して交付したものである。」とあるが、所轄町村長に「国有地と認定」する権限が与えられて

いたのか。更に、「町村長が、財産管理官に交付した。」とあるが、その経緯を示されたい。

- (3) 「国有地である旧読谷飛行場については、土地所有権申請書が発見され、この申請書の所有者名義は『日本政府』『日本ヒ行場』『日本飛行場』等まちまちに表示されていた。」とあるが、何故このような申請がなされたのか。その理由と当時の状況を示されたい。

右質問する。